

「新市における取り扱いについて」

◆広報誌、市勢要覧

広報誌は月1回の発行を予定します。市勢要覧は新市においてインターネットの利用などを考慮しながら新たに作成します。

◆市民憲章、市の花・木・鳥

市民憲章、市の花・木・鳥については合併後に関係者と協議を行いながら新たに制定します。

◆都市計画

現在の都市計画（現在都市計画を策定しているのは阿蘇町だけです。）を引き継ぎます。

◆第3セクター等

第3セクター等については現行のまま新市に引き継ぎます。合併後に統合についての検討をすすめます。

◆婦人会や青年団などの公共的な活動を営む団体

それぞれの団体の状況をみながら統合する方向で調整をすすめます。

◆一部事務組合

次の一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加します。

熊本県市町村総合事務組合 阿蘇広域行政事務組合

◆地域審議会

新市では地域審議会を合併前の旧町村の区域を単位として設置します。地域審議会は市の施策に関して市長の諮問を受け、または必要に応じて市長に対して意見を述べることができます。

設置期間は平成27年3月31日までとなっており、委員の数は旧町村ごとに15人以内としています。

◆生活環境関連

1、ごみの収集回数や分別方法について

平成17年度まで今までどおりです。その後は新市の処理計画に基づき調整していく予定です。なお、お手持ちの指定袋は、そのまま使えます。

2、生ごみ処理機購入補助について

平成17年度からごみの減量化、資源化を図るため生ごみ処理機の購入に際し、補助金を交付しますのでご利用下さい。

3、し尿等の収集運搬について

今までどおりです。

合併協議会の状況

本年の七月二十六日に廃置分合の申請を県知事に対して行いましたが、九月三十日の県議会においてこの廃置分合議案が可決され、知事の決定が行われました。その後、総務大臣への届出が行われ、十一月五日付け総務省告示第八百四十九号により廃置分合に関する法的な手続きが終了しました。

第十回阿蘇中部3町村合併協議会が、十一月二十二日（月）に阿蘇町農村環境改善センターで行われました。

河崎会長のあいさつのもと、阿蘇市の市章候補選定小委員会の家入澄雄委員長から、市章候補六名の選定について経過報告が行われ、その中から協議会委員により前記のとおり最優秀賞一点が選ばれました。最優秀賞の作品は、今後新市の旗、記章、印刷物等に幅広く使われます。なお、市章候補選定小委員会は、当日をもって解散しました。

また、阿蘇市の組織体制図についても、前回の協議会で仮称としておかれていた支所の名称等も含め、一部修正提案がなされ、組織図のとおり決定されました。